

犯罪被害者等支援条例に基づく支援を開始します！

～寄り添った支援を行うために～

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、その後に発生する様々な二次被害や再被害にも苦しめられるため、きめ細かな支援が必要です。本市では、令和3年12月に「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、要綱を策定し、犯罪被害に遭われた方の負担軽減を図るため、4月1日から新たな支援を開始します。

●支援内容

支援項目 (該当条文)	内 容
相談及び情報の提供等 (条例第7条)	・ワンストップ支援窓口の設置 ・法律相談の実施
経済的負担の軽減 (条例第8条第1号)	・見舞金の支給 ・教育支援に係る費用の助成
心理的ケア (条例第8条第2号)	・カウンセリングの実施
日常生活支援 (条例第8条第3号)	・家事・介護ヘルパーに係る費用の助成 ・配食に係る費用の助成 ・一時保育に係る費用の助成 ・小学生の一時預かりに係る費用の助成
住居支援 (条例第8条第4号)	・転居に係る費用の助成 ・緊急避難場所の提供
雇用の安定 (条例第8条第5号)	・事業者との連絡調整・情報提供



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっちゃん」

問合せ先
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 上野
電 話：044-200-2354